

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月20日(火)  
午前9時55分～午前10時22分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 及川 秀一 副委員長 大友 康信  
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平  
委員 小野 泰弘 委員 相澤 祐司  
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 震災復興部長 手嶋日出彦  
出席をした 震災復興部次長兼 相澤幸也  
者の職氏名 復興まちづくり課長  
水道事業所長 真竹康司  
復興まちづくり課 郷内秀稔  
復興住宅班長 伊藤政文  
水道事業所長補佐  
水道事業所技術補佐兼 下山明広  
技術管理者兼  
建設係長  
水道事業所技術補佐兼 後藤克雄  
浄水係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 今野博幸  
主幹兼庶務係長 針生明美  
主 事後藤法子

## 7 付議事件

- (1) 議案第87号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する  
条例
- (2) 議案第88号 名取市水道給水条例の一部を改正する条  
例
- (3) 陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する  
陳情
- (4) 陳情第9号 道路の水路整備に伴う道路整備に関する  
陳情
- (5) 陳情第10号 市道耕谷1号線歩道整備についての陳情
- (6) 陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情

午前9時55分 開会

○委員長（及川秀一） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、震災復興部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第87号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回は高柳の戸建復興公営住宅団地の名称を高柳西団地にするということですが、第3回定例会にも復興公営住宅団地追加に伴う条例改正がありました。今後の団地もこのような形で入居直前の定例会で改正するのか、なぜ一緒に提案しないのか、その考え方をお聞きします。

○委員長（及川秀一） 答弁、復興まちづくり課長。

○復興まちづくり課長（相澤幸也） 第3回定例会では閑上地区戸建て復興公営住宅団地の名称を付けました。今回は高柳の戸建てです。名取市営住宅設置条例では入居前に団地の名称を提案する流れとなっています。今後についても入居直前の定例会に条例改正を提案する予定です。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） 理由がよくわからないのです。入居するずいぶん前から復興公営住宅の建設する場所も決まっています。なぜ直前にならないと名称を決められないのか、合理的な理由を伺います。

○復興まちづくり課復興住宅班長（郷内秀稔） 住宅の完成時期を見定めて条例化を図ると執行部内で調整をしています。そのため完成時期に合わせて提案させていただいている状況です。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 公共施設等総合管理計画の策定の中で、見直しをしていると思いますが、次回見直しの時期などの考え方を持っているのか、伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 料金体系の見直し、あるいは改定については、第五次名取市行財政改革大綱でも触れております。3年ごとのローテーションで、今の時代に適合しているのか検討するとしております。そういう意味では、概ね3年ごとのローテーションにより、改定後の料金体系で良いのかにつ

いて、その都度検討していく。必要であれば見直しをしていく流れです。

○委員長（及川秀一） 大友委員。

○委員（大友康信） 全国的には水道料金と下水道料金の見直しにより値上げしている傾向がありました。値上げも含めて、次回適切な料金を検討していくという考え方でよろしいですか。

○委員長（及川秀一） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 基本的には、大友委員おっしゃるとおりです。今回の料金改定は値下げ感の強いものに踏み切りましたが、水道施設の老朽化に伴う更新費用を把握しないと料金改定は進まないと考えていました。先だって実施しましたアセットマネジメントの中で、管路の劣化調査を行いました。法定耐用年数は40年であるものについて、条件によっては50年、60年あるいは100年耐えられるという結果を得られました。従いまして、将来の更新に係る費用が抑えられました。これを背景にして、今回見直しを進めていますが、将来の更新費用捻出に当たって、例えば急に大きく値上がりすることはないと捉えています。ただ、水需要に影響されない料金体系をつくっていききたいという趣旨からすると基本料金に重きを置くこととなりますので、総括原価を固定値と考えれば、値上がりするお客様もいらっしゃいます。さまざまな要因がございますが、場合によっては、総括原価を今後値上げしないまま、この料金体系の組み換えを終えられる可能性もあります。今後人口減少社会あるいは物価上昇も考えられます。料金体系の骨組みを整えた後、徐々に基本料金の値上げは議論すべきものと捉えております。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 前回料金改定をした平成15年は大幅な値上げでした。今回は実質的に値下げになる方が多いということで、市民へのお知らせはどのような形で行うのか伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 委員御案内のとおり平成15年には大幅な料金値上げを実施いたしました。値上げに関しては、もちろん市民の皆様の生活に直結することになりますから、きめの細かい情報を発信いたしました。今回については、実質的に値下げ感のある、利益還元的な要素があるので、いろいろな

場所を回って皆様にお知らせすることまでは考えておりません。広報なりホームページでお知らせしたいと考えています。

○委員長（及川秀一） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） お知らせする時期も教えていただきたい。あわせて、将来の料金見直しや今説明いただいたことも含めてお知らせするのか伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 時期についてですが、可決をいただければ早い時期に長い期間で情報を発信していきたい。なぜ料金改定を行うのかという背景についてもなるべくわかりやすくお知らせしたい。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の料金改定で余り水を使わない方にとっては値上げになる方がいると思いますが、特に大口利用者にとって今回の料金改定は大きなメリットになると思います。具体的にどのくらいの料金になるのか伺います。

○委員長（及川秀一） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 大口と言われるA社で比較しますと、一カ月の料金が約60万円から70万円ほど減額となる見込みです。この減額幅は市内でもトップスリーに入る大口利用者と言われる方の見込みです。これをシティセールスの面からみると、県内の水を多く使用する事業者を誘致する一つの要因になるかと思われます。

○委員長（及川秀一） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） ほかに質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を採決いた

します。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（及川秀一） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第87号及び議案第88号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

午前10時8分 休憩

---

午前10時9分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第7号 農道愛島53号線の拡幅改良整備に関する陳情から（6）陳情第11号 市道本村耕谷線の舗装についての陳情までを一括議題といたします。

陳情4カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに、報告書案4カ件について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思えます。

○書記（後藤法子） [資料により説明をなした]

○委員長（及川秀一） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思えます。

休憩して進めてまいります。

暫時、休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時21分 再開

○委員長（及川秀一） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川秀一） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午前10時22分 散会

平成28年9月20日

建設経済常任委員会

委員長 及川秀一